

社会保険等の加入に関する提出書類について

社会保険等への加入は、本市の入札参加資格審査申請の要件となっています。

- ・ 社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）の申請は受け付けません。
- ・ 社会保険等の加入義務者は、加入を証する書類の提出が必要となります。※1
- ・ 社会保険等の適用除外者は、加入義務がないことの届出書を添付の上、入札参加資格審査申請ができます。※2

※1 加入を証する書類は、原則として次のア及びイに示す保険の区分ごとに、例示した書類のいずれかとなります。

ただし、経営事項審査の総合評定値通知書で、各保険に加入していることが確認できる場合は、書類の提出は不要です。

ア 雇用保険

- ・ 「労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）」の写し
- ・ 直近の労働保険料等に係る「領収書」の写し（分割納付の場合は直近1回分）
- ・ 労働保険料等に係る「口座振替結果のお知らせ」の写し（宛て先面及び労働保険番号の記載面）
- ・ 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
- ・ 「労働保険料納入証明（申請）書」の写し
- ・ 「雇用保険適用事業所設置届（受付印があるもの）」の写し
- ・ 「雇用保険被保険者資格取得届（受付印があるもの）」の写し

イ 健康保険・厚生年金保険

- ・ 直近の社会保険料の「領収書」の写し
- ・ 直近の健康保険料の「領収書」及び厚生年金保険料の「領収書」の写し
- ・ 直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し
- ・ 「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し
- ・ 「社会保険料納入証明書、確認（申請）書」の写し
- ・ 「新規適用確認通知書（受付印があるもの）」の写し
- ・ 「被保険者資格取得届（受付印があるもの）」の写し

※2 加入義務がないことの届出書は、次のとおりです。

ただし、経営事項審査の総合評定値通知書で、各保険の適用除外事業者であることが確認できる場合は、届出書の提出は不要です。

- ・ 「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」[別紙 届出書様式]

<参考>

雇用保険について

労働者を1人以上雇用する事業所は、その業種、規模等を問わず、原則適用事業所となり、その事業者は、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負います。

<参考HP：ハローワークインターネットサービス>

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

健康保険・厚生年金保険について

厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所（事業主のみの場合を含む。）です。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金保険の適用事業所となります。なお、健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、健康保険は適用除外として扱われます。

<参考HP：日本年金機構>

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>